

関原発第498号

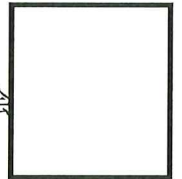
2020年1月30日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番

関西電力株式会社

取締役社長 岩根



工事計画認可申請書の一部補正について

2019年12月20日付け関原発第436号をもって申請しました工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、
商業機密あるいは防護上の観点
から公開できません。

高浜発電所第3号機

工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

- I. 補正項目
- II. 補正を必要とする理由を記載した書類
- III. 補正前後比較表
- IV. 補正内容を反映した書類

I. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
II. 工事計画 放射線管理施設 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格	「III. 補正前後比較表」による。
V. 添付書類 1. 添付資料	「III. 補正前後比較表」による。
添付書類 添付資料 ・ 添付資料目次 ・ 資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 ・ 資料 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 ・ 資料 3 中央制御室の機能に関する説明書 ・ 資料 5 緊急時対策所の機能に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。

Ⅱ．補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2019年12月20日付け関原発第436号にて申請した工事計画認可申請書について、「Ⅱ．工事計画」、「Ⅴ．添付書類」、「添付資料目次」、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」、「資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」、「資料3 中央制御室の機能に関する説明書」及び「資料5 緊急時対策所の機能に関する説明書」の記載の適正化を行うため補正する。

Ⅲ. 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 放射線管理施設 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<p>(2) 適用基準及び適用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 520 379 630">変更前</th> <th data-bbox="350 630 379 739">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 520 1113 630"> <p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月) </td> <td data-bbox="379 630 1113 739"> <p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月) </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月) 	<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月) 	<p>(2) 適用基準及び適用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1448 520 1478 630">変更前</th> <th data-bbox="1448 630 1478 739">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 520 2211 630"> <p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) </td> <td data-bbox="1478 630 2211 739"> <p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) 	<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に 	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後									
<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月) 	<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月) 									
変更前	変更後									
<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) 	<p>第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年4月5日原規技発第1704051号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成17年12月15日原院第5号) ・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 鉱山保安法施行規則 (平成16年9月27日経済産業省令第96号) ・発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭和51年9月28日原子力委員会決定) ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に 									

【Ⅱ. 工事計画 放射線管理施設 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 	<p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>基づく線量限度等を定める告示 (平成 27 年 8 月 31 日 原子力規制委員会告示第八号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) 	<p>基づく線量限度等を定める告示 (平成 27 年 8 月 31 日 原子力規制委員会告示第八号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) 	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後									
<p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 	<p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 									
変更前	変更後									
<p>27 日原子力安全委員会了承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) 	<p>基づく線量限度等を定める告示 (平成 27 年 8 月 31 日 原子力規制委員会告示第八号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて (昭和 46 年 7 月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針 (昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 (昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規) (平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定) 									

【Ⅱ. 工事計画 放射線管理施設 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" data-bbox="320 514 480 1669"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1092 480 1144">変更前</th> <th data-bbox="320 514 480 1092">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 1092 451 1144"> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) </td> <td data-bbox="350 514 451 1092"> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="480 535 510 1648">上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」を参照する。</p>	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 	<table border="1" data-bbox="1409 514 1706 1669"> <thead> <tr> <th data-bbox="1409 1092 1706 1144">変更前</th> <th data-bbox="1409 514 1706 1092">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1439 1092 1676 1144"> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) </td> <td data-bbox="1439 514 1676 1092"> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1706 535 1736 1648">上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」を参照する。</p>	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 	<p data-bbox="2368 399 2715 483">記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後									
<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 									
変更前	変更後									
<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622-2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定 原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008) 原子力発電所放射線遮へい設計指針 (JEAG4615-2003) 									

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>9 緊急時対策所</p> <p>1 緊急時対策所機能</p> <p>以下の設備は、1号機設備であり、1号機、2号機、3号機及び4号機共用の設備である。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）（1号機設備、1・2・3・4号機共用） </p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 250px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">- T3-II-8-9-1-1/E -</p>	<p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>9 緊急時対策所</p> <p>1 緊急時対策所機能</p> <p>以下の設備は、1号機設備であり、1号機、2号機、3号機及び4号機共用の設備である。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）（1号機設備、1・2・3・4号機共用）<u>(注1)</u></p> <p><u>(注1) 同日付け関原発第495号（高浜発電所第1号機の工事計画変更）にて申請したものである。</u></p> <p style="text-align: center;">- T3-II-8-9-1-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に係る範囲に限る。 <u>なお、第1章並びに第2章における1. 2項については、平成31年4月26日付け原規発第19042617号にて認可された工事計画による。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。) </td> <td> 変更なし </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)	変更なし	<p>2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に係る範囲に限る。 <u>1号機設備、1. 2. 3. 4号機共用の設備に関する変更は、同日付け原規発第495号(高浜発電所第1号機の工事計画変更)にて申請したものである。</u> <u>なお、第1章並びに第2章における1. 2項については、平成31年4月26日付け原規発第19042617号にて認可された工事計画による。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。) </td> <td> 変更なし </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)	変更なし	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>
変更前	変更後									
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)	変更なし									
変更前	変更後									
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。)	変更なし									

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>a. 居住性の確保 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、居住性を確保する。</p> <p>重大事故が発生した場合における緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件において、1・2・3・4号機の同時被災を考慮しても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価により、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、放射線管理施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所（緊急時対策所</p>	<p>変更後</p> <p>(3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、居住性を確保する。</p> <p>重大事故が発生した場合における緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件において、1・2・3・4号機の同時被災を考慮しても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価により、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>- T3-II-8-9-2-3 -</p>	<p>- T3-II-8-9-2-3 -</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>c. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）には、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置）、1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管、1・2・3・4号機共用、1号機に設置（以下同じ。）により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する。なお、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムについては、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを、専</p>	<p>c. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）には、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置）、1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管、1・2・3・4号機共用、1号機に設置（以下同じ。）により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する。なお、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムについては、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを、専</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>2. 主要対象設備 変更なし</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>2. 主要対象設備 変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。 固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>2. 主要対象設備 変更なし</p> </td> </tr> </table>	変更前	変更後	<p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。 固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>2. 主要対象設備 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後									
<p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>2. 主要対象設備 変更なし</p>									
変更前	変更後									
<p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。 固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>2. 主要対象設備 変更なし</p>									

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V. 添付書類 1. 添付資料】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 添付資料</p> <p>資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p> <p>資料3 中央制御室の機能に関する説明書</p> <p>資料4 中央制御室の居住性に関する説明書</p> <p>資料5 <u>緊急時対策所の機能に関する説明書</u></p> <p style="text-align: center;">- T3-V-1/E -</p>	<p>1. 添付資料</p> <p>資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p> <p>資料3 中央制御室の機能に関する説明書</p> <p>資料4 中央制御室の居住性に関する説明書</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">- T3-V-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【添付資料目次】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 資料2-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等 資料2-2 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 放射線管理施設 資料2-3 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所</p> <p>資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について 別紙1 調査対象とする有毒化学物質について 別紙2 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について</p> <p>資料4 中央制御室の居住性に関する説明書</p> <p><u>資料5 緊急時対策所の機能に関する説明書</u></p> <p style="text-align: center;">- T3-添-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 資料2-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等 資料2-2 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 放射線管理施設 資料2-3 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所</p> <p>資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について 別紙1 調査対象とする有毒化学物質について 別紙2 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について</p> <p>資料4 中央制御室の居住性に関する説明書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">- T3-添-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 T3-添1-1</p> <p>2. 基本方針 T3-添1-1</p> <p>3. 記載の基本事項 T3-添1-1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造 T3-添1-ロ-1</p> <p>(i) a. 設計基準対象施設</p> <p>ヘ、計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項 T3-添1-ヘ-1</p> <p>(v) 中央制御室</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項 T3-添1-ヌ-1</p> <p>(viii) 緊急時対策所</p> <p style="text-align: center;">- T3-添 1-i -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 T3-添1-1</p> <p>2. 基本方針 T3-添1-1</p> <p>3. 記載の基本事項 T3-添1-1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造 T3-添1-ロ-1</p> <p>(i) a. 設計基準対象施設</p> <p>ヘ、計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項 T3-添1-ヘ-1</p> <p>(v) 中央制御室</p> <p style="text-align: center;">- T3-添 1-i -</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。 設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と工事計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下、「要目表」という。）」について示す。 また、「本文（十号）」に記載する解析条件との整合性、設置許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。 なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 記載の基本事項 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。なお、「本文（十号）」については、「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。 (3) 設置許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。 (5) 「本文（十号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>1. 概要 本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。 設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と工事計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下、「要目表」という。）」について示す。 また、「本文（十号）」に記載する解析条件との整合性、設置許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。 なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。 また、設備の共用に関する記載を除き高浜発電所第1号機の工事計画と相違ない基本設計方針は、同日付け関原発第495号にて申請した高浜発電所第1号機の工事計画変更の添付資料1「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」において、設置許可申請書との整合性を示しているため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 記載の基本事項 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。なお、「本文（十号）」については、「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。 (3) 設置許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。 (5) 「本文（十号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表
【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考																				
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="243 405 350 531">設置変更許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="243 531 350 674">設置変更許可申請書（施行書類）該当事項</th> <th data-bbox="243 674 350 819">工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="243 819 350 961">整合性</th> <th data-bbox="243 961 350 1083">備考</th> </tr> <tr> <td data-bbox="350 405 557 531"> (nc) 緊急時対策所 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 </td> <td data-bbox="350 531 557 674"> 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 </td> <td data-bbox="350 674 557 819"> 【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 </td> <td data-bbox="350 819 557 961"></td> <td data-bbox="350 961 557 1083"></td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（施行書類）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考	(nc) 緊急時対策所 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。			<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1199 405 1305 531">設置変更許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1199 531 1305 674">設置変更許可申請書（施行書類）該当事項</th> <th data-bbox="1199 674 1305 819">工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1199 819 1305 961">整合性</th> <th data-bbox="1199 961 1305 1083">備考</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 405 1513 531"> (nc) 緊急時対策所 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 </td> <td data-bbox="1305 531 1513 674"> 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略> (5) 有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 </td> <td data-bbox="1305 674 1513 819"> 【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 </td> <td data-bbox="1305 819 1513 961"></td> <td data-bbox="1305 961 1513 1083"> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 </td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（施行書類）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考	(nc) 緊急時対策所 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略> (5) 有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。		緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。	<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（施行書類）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
(nc) 緊急時対策所 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。																				
設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（施行書類）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
(nc) 緊急時対策所 <中略> 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略> (5) 有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。	【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。		緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に発生するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に及ぶことが著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。																		

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>格付欄による連絡、緊急時対応所機室設置の取置、防護具の着用等により重大事故等に妨げるために必要な措置を計画し、実施する。</p> <p>有毒ガスの防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>工事の計画 該当事項</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>	<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>格付欄による連絡、緊急時対応所機室設置の取置、防護具の着用等により重大事故等に妨げるために必要な措置を計画し、実施する。</p> <p>有毒ガスの防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>工事の計画 該当事項</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>							<p>—</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>格付欄による連絡、緊急時対応所機室設置の取置、防護具の着用等により重大事故等に妨げるために必要な措置を計画し、実施する。</p> <p>有毒ガスの防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>工事の計画 該当事項</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>									

【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考																		
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="166 367 534 525">設置変更許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="534 367 1038 525">設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1038 367 1270 525">工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1038 525 1270 672">整合性</th> <th data-bbox="1038 672 1270 1864">備考</th> </tr> <tr> <td data-bbox="166 525 534 1864"> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p> </td> <td data-bbox="534 525 1038 1864"> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p> </td> <td data-bbox="1038 525 1270 1864"> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気設備、生体遮蔽装置 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p> </td> <td data-bbox="1038 672 1270 1864"> <p>④工事の計画の取り扱ったことと設置変更許可申請書(本文)の「投入した」は、互換性を確保するための措置を講ずるための防壁措置」はP面1～1を再掲。</p> </td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気設備、生体遮蔽装置 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>④工事の計画の取り扱ったことと設置変更許可申請書(本文)の「投入した」は、互換性を確保するための措置を講ずるための防壁措置」はP面1～1を再掲。</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1270 367 1350 525">設置変更許可申請書（本文）</th> <th data-bbox="1350 367 1736 525">設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</th> <th data-bbox="1736 367 2368 525">工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1736 525 2368 672">整合性</th> <th data-bbox="1736 672 2368 1864">備考</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 525 1350 1864"> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p> </td> <td data-bbox="1350 525 1736 1864"> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p> </td> <td data-bbox="1736 525 2368 1864"> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気設備、生体遮蔽装置 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p> </td> <td data-bbox="1736 672 2368 1864"> <p>④工事の計画の取り扱ったことと設置変更許可申請書(本文)の「投入した」は、互換性を確保するための措置を講ずるための防壁措置」はP面1～1を再掲。</p> </td> </tr> </table>	設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気設備、生体遮蔽装置 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>④工事の計画の取り扱ったことと設置変更許可申請書(本文)の「投入した」は、互換性を確保するための措置を講ずるための防壁措置」はP面1～1を再掲。</p>	<p>記載の適正化 (頁の変更)</p>
設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																
<p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気設備、生体遮蔽装置 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>④工事の計画の取り扱ったことと設置変更許可申請書(本文)の「投入した」は、互換性を確保するための措置を講ずるための防壁措置」はP面1～1を再掲。</p>																	
設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																
<p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 2. 換気設備、生体遮蔽装置 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の疲労を来さないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間に於いて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室を通過する放熱機による熱量、中央制御室に投入した外気による熱量及び入浴換気機の熱量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、④「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及び「運用要項」原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則の解釈」に示される10msvを④を超えない範囲に設定する。</p>	<p>④工事の計画の取り扱ったことと設置変更許可申請書(本文)の「投入した」は、互換性を確保するための措置を講ずるための防壁措置」はP面1～1を再掲。</p>																	

【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>設置変更許可申請書（本文） (3) その他発電用原子炉の附属施設の種類及び設備 (6) 緊急時対策所 <中略></p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生した場合に必要となるため、必要となる人員に及ぼす影響により、重大事故等に発生した場合に必要となる人員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <中略></p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生した場合に必要となる人員に及ぼす影響により、当該対策員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>10.10.1.2 設計方針 (6) 有毒ガスが重大事故等に発生した場合に必要となる人員に及ぼす影響により、当該対策員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源をそれぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性の性状、貯蔵量、貯蔵容器、燃焼等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中核脚等から半径 100m 以内にある敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を踏まえて、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に発生するために必要な指示を行う人員の感気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所施設設備の附属等の対象により重大事故等に発生するために必要な指示を行う人員の感気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準を下回るよう設計する。</p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、以下の附属又は設備を備えることにより緊急時対策機能を確保する。 d. 有毒ガスに対する防護措置 緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、有毒ガスが重大事故等に発生するために必要な指示を行う人員（以下「指示要員」という）に及ぼす影響により、指示要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内にとどまり必要な指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という）をそれぞれに対して有毒ガスが存在した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を踏まえて、指示要員の感気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所施設設備（1号機設備、1・2・3・4号機共用）の附属等の対象により指示要員を防護できる設計とする。</p>

記載の適正化

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書】

変更前	変更後	備考				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>可動源に対しては、10.13 通信機設備」に記載する通信設備による連絡、緊急時対策防除設備の設置、防護員の着用品により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を削減できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>工事の計画 該当事項</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>備考</p> </td> </tr> </table>	<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>可動源に対しては、10.13 通信機設備」に記載する通信設備による連絡、緊急時対策防除設備の設置、防護員の着用品により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を削減できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>工事の計画 該当事項</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>備考</p>	<p>- T3-添1-ア-2/E -</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>設置変更許可申請書（本文）</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p>設置変更許可申請書（添付書類A）該当事項</p> <p>可動源に対しては、10.13 通信機設備」に記載する通信設備による連絡、緊急時対策防除設備の設置、防護員の着用品により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を削減できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>工事の計画 該当事項</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス防護を削減することを期待する防護措置は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>備考</p>			

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表
 【資料2-3 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画】

変更前		変更後		備考
各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	設計、工事及び検査の業務フロー	設計、工事及び検査の業務フロー	備考
	<p>設計、工事及び検査の業務フロー</p> <p>① 適合性確認対象設備の各条文へ設計の適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>② 適合性確認対象設備の各条文へ設計の適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>③ (3.3.3調度)設計確認に係る調度管理の実施</p>	<p>設計、工事及び検査の業務フロー</p> <p>① 適合性確認対象設備の各条文へ設計の適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>② 適合性確認対象設備の各条文へ設計の適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>③ (3.3.3調度)設計確認に係る調度管理の実施</p>	<p>設計、工事及び検査の業務フロー</p> <p>① 適合性確認対象設備の各条文へ設計の適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>② 適合性確認対象設備の各条文へ設計の適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>③ (3.3.3調度)設計確認に係る調度管理の実施</p>	
3.3.3(2)設計				
3.3.3(2)設計				

記載の適正化

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 T3-添3-1</p> <p>2. 基本方針 T3-添3-2</p> <p> 2.1 有毒ガスに対する防護措置 T3-添3-2</p> <p> 2.2 適用基準及び適用規格等 T3-添3-2</p> <p>3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 T3-添3-3</p> <p> 3.1 有毒ガスに対する防護措置 T3-添3-3</p> <p> 3.1.1 固定源に対する防護措置 T3-添3-3</p> <p> 3.1.2 可動源に対する防護措置 T3-添3-3</p> <p>4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価 T3-添3-5</p> <p> 4.1 評価条件 T3-添3-5</p> <p> 4.1.1 評価の概要 T3-添3-5</p> <p> 4.1.2 評価事象の選定 T3-添3-5</p> <p> 4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 T3-添3-5</p> <p> 4.1.4 有毒ガス放出率の計算 T3-添3-5</p> <p> 4.1.5 大気拡散の評価 T3-添3-7</p> <p> 4.1.6 有毒ガス濃度評価 T3-添3-10</p> <p> 4.1.7 有毒ガス防護判断基準値 T3-添3-10</p> <p> 4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 T3-添3-10</p> <p> 4.1.9 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較 T3-添3-11</p> <p> 4.2 評価結果 T3-添3-11</p> <p> 4.2.1 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 T3-添3-11</p> <p> 4.2.2 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算 T3-添3-11</p> <p> 4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ T3-添3-11</p> <p>別添 固定源及び可動源の特定について</p> <p style="text-align: center;">- T3-添3-i -</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 T3-添3-1</p> <p>2. 基本方針 T3-添3-2</p> <p> 2.1 有毒ガスに対する防護措置 T3-添3-2</p> <p> 2.2 適用基準及び適用規格等 T3-添3-2</p> <p>3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 T3-添3-3</p> <p> 3.1 有毒ガスに対する防護措置 T3-添3-3</p> <p> 3.1.1 固定源に対する防護措置 T3-添3-3</p> <p> 3.1.2 可動源に対する防護措置 T3-添3-4</p> <p>4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価 T3-添3-5</p> <p> 4.1 評価条件 T3-添3-5</p> <p> 4.1.1 評価の概要 T3-添3-5</p> <p> 4.1.2 評価事象の選定 T3-添3-5</p> <p> 4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 T3-添3-5</p> <p> 4.1.4 有毒ガス放出率の計算 T3-添3-5</p> <p> 4.1.5 大気拡散の評価 T3-添3-7</p> <p> 4.1.6 有毒ガス濃度評価 T3-添3-10</p> <p> 4.1.7 有毒ガス防護判断基準値 T3-添3-10</p> <p> 4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 T3-添3-10</p> <p> 4.1.9 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較 T3-添3-11</p> <p> 4.2 評価結果 T3-添3-11</p> <p> 4.2.1 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 T3-添3-11</p> <p> 4.2.2 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算 T3-添3-11</p> <p> 4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ T3-添3-11</p> <p>別添 固定源及び可動源の特定について</p> <p style="text-align: center;">- T3-添3-i -</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3. 中央制御室の機能に係る詳細設計</p> <p>3.1 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、次のような対策により中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により、対処能力が著しく低下することがないように考慮し、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回る設計とする。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>なお、有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護判断基準値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特定結果については、別添「固定源及び可動源の特定について」に示す。</p> <p>3.1.1 固定源に対する防護措置</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回る設計とする。固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることの評価については、「4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価」に示す。</p> <p>3.1.2 可動源に対する防護措置</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>3. 中央制御室の機能に係る詳細設計</p> <p>3.1 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、次のような対策により中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により、対処能力が著しく低下することがないように考慮し、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回る設計とする。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>なお、有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護判断基準値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特定結果については、別添「固定源及び可動源の特定について」に示す。</p> <p>3.1.1 固定源に対する防護措置</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回ること、<u>技術基準規則別記-9で規定される固定源からの「有毒ガスの発生」はなく、同規則に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。</u></p> <p><u>固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等について、毒物及び劇物取締法の要求に基づき設置する堰及び漏えいした有毒化学物質の蒸発を低減する覆いは、それぞれ設計上の配慮により構造上更地となるような壊れ方はしないことから、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることの評価については、「4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価」に示す。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表
【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">[Redacted]</p> <p>(1) 通信連絡 可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備（発電所内）による連絡体制を整備する。 具体的な通信連絡設備については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の添付資料10「通信連絡設備に関する説明書」に従う。</p> <p>(2) 換気設備 可動源から発生した有毒ガスに対して、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り換えることにより、外部雰囲気から隔離できる設計とする。 具体的な、換気設備の機能については、令和元年5月20日付け原規規発第1905201号にて認可された工事計画の添付資料5「中央制御室の居住性に関する説明書」に従う。</p> <p>(3) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器（12個、3・4号機共用）を配備する。防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第1図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、当直課長の指示により、運転員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。</p>	<p>3.1.2 可動源に対する防護措置 可動源に対しては、<u>立会人の随行、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護することで、技術基準規則別記-9に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。</u> <u>また、可動源から有毒ガスが発生した場合においては、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。</u></p> <p>(1) 立会人の随行 発電所敷地内に可動源が入構する場合には、立会人を随行させることで、可動源から有毒ガスが発生した場合に認知可能な体制を整備する。</p> <p>(2) 通信連絡 可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備（発電所内）による連絡体制を整備する。 具体的な通信連絡設備については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の添付資料10「通信連絡設備に関する説明書」に従う。</p> <p>(3) 換気設備 可動源から発生した有毒ガスに対して、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り換えることにより、外部雰囲気から隔離できる設計とする。 具体的な、換気設備の機能については、令和元年5月20日付け原規規発第1905201号にて認可された工事計画の添付資料5「中央制御室の居住性に関する説明書」に従う。</p> <p>(4) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器（12個、3・4号機共用）を配備する。防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第1図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、当直課長の指示により、運転員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価</p> <p>4.1 評価条件</p> <p>中央制御室の有毒ガス濃度評価に当たって、評価手順及び評価条件を本項において示す。</p> <p>4.1.1 評価の概要</p> <p>固定源から放出される有毒ガスにより、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。</p> <p>評価に当たっては、受動的に機能を発揮する設備として、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤を評価上考慮する。</p> <p>具体的な手順は以下のとおり。</p> <p>(1) 評価事象は、評価対象となる固定源から有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスが発生することを想定する。なお、固定源について、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が厳しくなるよう選定する。</p> <p>(2) 評価事象に対して、固定源から発生した有毒ガスが、中央制御室空調装置の外気取入口に到達する経路を選定する。</p> <p>(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への蒸発率及び大気拡散を計算し、中央制御室空調装置の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。</p> <p>4.1.2 評価事象の選定</p> <p>評価対象とする貯蔵容器から防液堤に有毒化学物質の全量が漏えいし、有毒ガスが発生することを想定する。</p> <p>4.1.3 有毒ガス到達経路の選定</p> <p>固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室空調装置の外気取入口に到達する経路を選定する。</p> <p>有毒ガス到達経路のイメージを第2図に示す。</p> <p>4.1.4 有毒ガス放出率の計算</p> <p>敷地内の貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量防液堤に流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出量を評価する。この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、敷地内の固定源に貯蔵された有毒化学物質の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。</p> <p style="text-align: center;">- T3-添3-5 -</p>	<p>4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価</p> <p>4.1 評価条件</p> <p>中央制御室の有毒ガス濃度評価に当たって、評価手順及び評価条件を本項において示す。</p> <p>4.1.1 評価の概要</p> <p>固定源から放出される有毒ガスにより、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。</p> <p>評価に当たっては、受動的に機能を発揮する設備として、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する堰及び覆い（以下「防液堤等」という。）を評価上考慮する。</p> <p>具体的な手順は以下のとおり。</p> <p>(1) 評価事象は、評価対象となる固定源から有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスが発生することを想定する。なお、固定源について、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が厳しくなるよう選定する。</p> <p>(2) 評価事象に対して、固定源から発生した有毒ガスが、中央制御室空調装置の外気取入口に到達する経路を選定する。</p> <p>(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への蒸発率及び大気拡散を計算し、中央制御室空調装置の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。</p> <p>4.1.2 評価事象の選定</p> <p>評価対象とする貯蔵容器から防液堤等に有毒化学物質の全量が漏えいし、有毒ガスが発生することを想定する。</p> <p>4.1.3 有毒ガス到達経路の選定</p> <p>固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室空調装置の外気取入口に到達する経路を選定する。</p> <p>有毒ガス到達経路を第2図に示す。</p> <p>4.1.4 有毒ガス放出率の計算</p> <p>評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量防液堤等に流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出量を評価する。この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、敷地内の固定源に貯蔵された有毒化学物質の物性、保管状態、</p> <p style="text-align: center;">- T3-添3-5 -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>具体的には、気体の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。また、液体の有毒化学物質の単位時間当たりの大気中への放出量の評価は、文献「Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA」に従って、「(2) 有毒ガス放出率評価式」により計算する。</p> <p>固定源の評価条件を第1表、有毒化学物質に係る評価条件を第2表及び第3図にそれぞれ示す。</p> <p>(1) 事象発生直前の状態 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されていたものとする。</p> <p>(2) 有毒ガス放出率評価式</p> <p>a. 蒸発率 E</p> $E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{Wm} \times P_v}{R \times T} \right)$ <p>b. 化学物質の物質移動係数 K_M</p> $K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_c^{-\frac{2}{3}}$ $S_c = \frac{v}{D_M}$ $D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{Wm}}}$ $D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75}$ <p>c. 補正蒸発率 E_c</p> $E_c = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E$ <p>ここで、</p> <p>E : 蒸発率 (kg/s) E_c : 補正蒸発率 (kg/s) A : 防液堤開口部面積 (m²) K_M : 化学物質の物質移動係数 (m/s) M_{Wm} : 化学物質の分子量 (kg/kmol) P_a : 大気圧 (Pa) P_v : 化学物質の分圧 (Pa)</p> <p>- T3-添3-6 -</p>	<p>放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。</p> <p>具体的には、気体の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。また、液体の有毒化学物質の単位時間当たりの大気中への放出量の評価は、文献「Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA」に従って、「(2) 有毒ガス放出率評価式」により計算する。</p> <p>固定源の評価条件を第1表、有毒化学物質に係る評価条件を第2表及び第3図にそれぞれ示す。</p> <p>(1) 事象発生直前の状態 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されていたものとする。</p> <p>(2) 有毒ガス放出率評価式</p> <p>a. 蒸発率 E</p> $E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{Wm} \times P_v}{R \times T} \right)$ <p>b. 化学物質の物質移動係数 K_M</p> $K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_c^{-\frac{2}{3}}$ $S_c = \frac{v}{D_M}$ $D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{Wm}}}$ $D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75}$ <p>c. 補正蒸発率 E_c</p> $E_c = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E$ <p>ここで、</p> <p>E : 蒸発率 (kg/s) E_c : 補正蒸発率 (kg/s) A : 防液堤等開口部面積 (m²) K_M : 化学物質の物質移動係数 (m/s) M_{Wm} : 化学物質の分子量 (kg/kmol) P_a : 大気圧 (Pa) P_v : 化学物質の分圧 (Pa)</p> <p>- T3-添3-6 -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>R : ガス定数 (J/kmol・K) T : 温度 (K) U : 風速 (m/s) Z : 防液堤開口部面積の等価直径 (m) (=√(4A/π)) Sc : 化学物質のシュミット数 ν : 動粘性係数 (m²/s) D_M : 化学物質の分子拡散係数 (m²/s) D_{H2O} : 温度T (K)、圧力P_v (Pa)における水の分子拡散係数 (m²/s) M_{H2O} : 水の分子量 (kg/kmol) D₀ : 水の拡散係数 (=2.2×10⁻⁵m²/s)</p> <p>(3) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地内外における固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地内外の固定源を第4図及び第5図に示す。</p> <p>4.1.5 大気拡散の評価 発電所敷地内の気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度を計算する。 固定源の大気拡散計算の評価条件を第3表に示す。</p> <p>(1) 大気拡散評価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気を拡散して評価点に到達するまでの計算は、ガウスプルームモデルを適用する。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり計算する。</p> $X/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (X/Q)_i \cdot a \delta_i$ <p>(建屋影響を考慮しない場合)</p> $(X/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$ <p>(建屋影響を考慮する場合)</p> $(X/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sum_{yi} \cdot \sum_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sum_{zi}^2}\right)$ <p style="text-align: center;">- T3-添3-7 -</p>	<p>R : ガス定数 (J/kmol・K) T : 温度 (K) U : 風速 (m/s) Z : 防液堤開口部面積の等価直径 (m) (=√(4A/π)) Sc : 化学物質のシュミット数 ν : 動粘性係数 (m²/s) D_M : 化学物質の分子拡散係数 (m²/s) D_{H2O} : 温度T (K)、圧力P_v (Pa)における水の分子拡散係数 (m²/s) M_{H2O} : 水の分子量 (kg/kmol) D₀ : 水の拡散係数 (=2.2×10⁻⁵m²/s)</p> <p>(3) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地内外における固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地内外の固定源を第4図及び第5図に示す。</p> <p>4.1.5 大気拡散の評価 発電所敷地内の気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度を計算する。 固定源の大気拡散計算の評価条件を第3表に示す。</p> <p>(1) 大気拡散評価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気を拡散して評価点に到達するまでの計算は、ガウスプルームモデルを適用する。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり計算する。</p> $X/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (X/Q)_i \cdot a \delta_i$ <p>(建屋影響を考慮しない場合)</p> $(X/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$ <p>(建屋影響を考慮する場合)</p> $(X/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sum_{yi} \cdot \sum_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sum_{zi}^2}\right)$ <p style="text-align: center;">- T3-添3-7 -</p>	<p>記載の適正化</p>

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.1.6 有毒ガス濃度評価</p> <p>有毒ガス濃度評価においては、中央制御室空調装置の外気取入口における濃度を用いる。中央制御室空調装置の外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4 有毒ガス放出率の計算」及び「4.1.5 大気拡散の評価」の結果を用いて、次式を用いて算出する。</p> $C_{ppm} = \frac{C}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6$ <p>$C = E \times \frac{\chi}{Q}$ (液体状有毒化学物質の評価) $C = q_{GW} \times \frac{\chi}{Q}$ (ガス状有毒化学物質の評価)</p> <p>C_{ppm} : 外気濃度 (ppm) C : 外気濃度 (kg/m³)=(g/L) M : 化学物質の分子量 (g/mol) T : 温度 (K) E : 蒸発率 (kg/s) q_{GW} : 質量放出率 (kg/s) $\frac{\chi}{Q}$: 相対濃度 (s/m³)</p> <p>4.1.7 有毒ガス防護判断基準値</p> <p>有毒ガス防護判断基準値については、有毒ガス評価ガイドの考え方に従い、NIOSH (米国国立労働安全衛生研究所) で定められているIDLH値 (急性の毒性限度) 及び日本産業衛生学会が定める最大許容濃度等を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。固定源の有毒ガス防護判断基準値を第4表に示す。</p> <p>4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合</p> <p>固定源について、「4.1.6 有毒ガス濃度評価」の計算結果を「4.1.7 有毒ガス防護判断基準値」で除して求めた値について、毎時刻の濃度を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度97%^(註)に当たる値を用いる。</p> <p>同じ防液堤内に複数の固定源がある場合は、複数の固定源が同時に損傷すると中和や希釈により防液堤内の有毒化学物質の濃度が低下し、有毒ガス放出率が小さくなることから、単独で損傷した場合の有毒ガス防護判断基準値に対する割合を固定源ごとに評価した上で、最大となる値を用いる。</p> <p style="text-align: center;">- T3-添3-10 -</p>	<p>4.1.6 有毒ガス濃度評価</p> <p>有毒ガス濃度評価においては、中央制御室空調装置の外気取入口における濃度を用いる。中央制御室空調装置の外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4 有毒ガス放出率の計算」及び「4.1.5 大気拡散の評価」の結果を用いて、次式を用いて算出する。</p> $C_{ppm} = \frac{C}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6$ <p>$C = E \times \frac{\chi}{Q}$ (液体状有毒化学物質の評価) $C = q_{GW} \times \frac{\chi}{Q}$ (ガス状有毒化学物質の評価)</p> <p>C_{ppm} : 外気濃度 (ppm) C : 外気濃度 (kg/m³)=(g/L) M : 化学物質の分子量 (g/mol) T : 温度 (K) E : 蒸発率 (kg/s) q_{GW} : 質量放出率 (kg/s) $\frac{\chi}{Q}$: 相対濃度 (s/m³)</p> <p>4.1.7 有毒ガス防護判断基準値</p> <p>有毒ガス防護判断基準値については、有毒ガス評価ガイドの考え方に従い、NIOSH (米国国立労働安全衛生研究所) で定められているIDLH値 (急性の毒性限度) 及び日本産業衛生学会が定める最大許容濃度等を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。固定源の有毒ガス防護判断基準値を第4表に示す。</p> <p>4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合</p> <p>固定源について、「4.1.6 有毒ガス濃度評価」の計算結果を「4.1.7 有毒ガス防護判断基準値」で除して求めた値について、毎時刻の濃度を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度97%^(註)に当たる値を用いる。</p> <p>同じ防液堤等内に複数の固定源がある場合は、複数の固定源が同時に損傷すると中和や希釈により防液堤等内の有毒化学物質の濃度が低下し、有毒ガス放出率が小さくなることから、単独で損傷した場合の有毒ガス防護判断基準値に対する割合を固定源ごとに評価した上で、最大となる値を用いる。</p> <p style="text-align: center;">- T3-添3-10 -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前				変更後				備考
第1表 固定源の評価条件 (1/8)				第1表 固定源の評価条件 (1/8)				記載の適正化
項目	評価条件	選定理由	備考	項目	評価条件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	
有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生の抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>		有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>		
第1表 固定源の評価条件 (2/8)				第1表 固定源の評価条件 (2/8)				
項目	評価条件	選定理由	備考	項目	評価条件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質である塩酸を貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5) -電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	
有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生の抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>		有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>		
※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となる。				※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となる。				記載の適正化

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前				変更後				備考
第1表 固定源の評価条件 (3/8)				第1表 固定源の評価条件 (3/8)				記載の適正化
項目	評価条件	選定理由	備考	項目	評価条件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	
有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生の抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	
第1表 固定源の評価条件 (4/8)				第1表 固定源の評価条件 (4/8)				
項目	評価条件	選定理由	備考	項目	評価条件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	
有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	有毒化学物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定	-防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生の抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせず、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	
※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となる。				※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となる。				記載の適正化

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前				変更後				備考
第1表 固定源の評価条件 (5/8)				第1表 固定源の評価条件 (5/8)				記載の適正化
項目	評価条件	選定理由	備考	項目	評価条件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 ヒドラジン原液 タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 ヒドラジン原液 タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	
有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	
第1表 固定源の評価条件 (6/8)				第1表 固定源の評価条件 (6/8)				
項目	評価条件	選定理由	備考	項目	評価条件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 ヒドラジン原液 タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 ヒドラジン原液 タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるヒドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 -有毒化学物質の名称 -有毒化学物質の貯蔵量 -有毒化学物質の貯蔵方法 -原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) -防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)	
有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		有毒化学物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値に余裕を見込んだ値として設定		
有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	有毒化学物質漏えい時の開口部面積	38m ² ※1	<u>固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定</u>	-電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)	
※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となる。				※1：実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となる。				
- T3-添3-14 -				- T3-添3-14 -				

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">第6表 固定源による有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">着目方位</th> <th rowspan="2">発生源</th> <th rowspan="2">有毒ガス防護判断基準値比</th> <th colspan="2">有毒ガス防護判断基準値比の和</th> </tr> <tr> <th>同一方位</th> <th>隣接方位を考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>N</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>NNE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>NE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>敷地外固定源（塩素）</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>E</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ESE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SSE</td><td>敷地内固定源（4号機塩酸貯槽^{※1}）</td><td>0.33</td><td>0.33</td><td>0.33</td></tr> <tr><td>S</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SSW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>W</td><td>敷地内固定源（3号機塩酸貯槽^{※1}）</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td></tr> <tr><td>WNW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>NW</td><td>敷地外固定源（アンモニア）</td><td>0.44</td><td>0.44</td><td>0.44</td></tr> <tr><td>NNW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：同じ防液堤に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となり、有毒ガス防護判断基準濃度比は30%減となる。</p>	着目方位	発生源	有毒ガス防護判断基準値比	有毒ガス防護判断基準値比の和		同一方位	隣接方位を考慮	N	—	—	—	—	NNE	—	—	—	—	NE	—	—	—	—	ENE	敷地外固定源（塩素）	0.01	0.01	0.01	E	—	—	—	—	ESE	—	—	—	—	SE	—	—	—	—	SSE	敷地内固定源（4号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.33	0.33	0.33	S	—	—	—	—	SSW	—	—	—	—	SW	—	—	—	—	WSW	—	—	—	—	W	敷地内固定源（3号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.38	0.38	0.38	WNW	—	—	—	—	NW	敷地外固定源（アンモニア）	0.44	0.44	0.44	NNW	—	—	—	—	<p style="text-align: center;">第6表 固定源による有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">着目方位</th> <th rowspan="2">発生源</th> <th rowspan="2">有毒ガス防護判断基準値比</th> <th colspan="2">有毒ガス防護判断基準値比の和</th> </tr> <tr> <th>同一方位</th> <th>隣接方位を考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>N</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>NNE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>NE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>敷地外固定源（塩素）</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>E</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ESE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SE</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SSE</td><td>敷地内固定源（4号機塩酸貯槽^{※1}）</td><td>0.33</td><td>0.33</td><td>0.33</td></tr> <tr><td>S</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SSW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>SW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>W</td><td>敷地内固定源（3号機塩酸貯槽^{※1}）</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td></tr> <tr><td>WNW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>NW</td><td>敷地外固定源（アンモニア）</td><td>0.44</td><td>0.44</td><td>0.44</td></tr> <tr><td>NNW</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%減となり、有毒ガス防護判断基準濃度比は30%減となる。</p>	着目方位	発生源	有毒ガス防護判断基準値比	有毒ガス防護判断基準値比の和		同一方位	隣接方位を考慮	N	—	—	—	—	NNE	—	—	—	—	NE	—	—	—	—	ENE	敷地外固定源（塩素）	0.01	0.01	0.01	E	—	—	—	—	ESE	—	—	—	—	SE	—	—	—	—	SSE	敷地内固定源（4号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.33	0.33	0.33	S	—	—	—	—	SSW	—	—	—	—	SW	—	—	—	—	WSW	—	—	—	—	W	敷地内固定源（3号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.38	0.38	0.38	WNW	—	—	—	—	NW	敷地外固定源（アンモニア）	0.44	0.44	0.44	NNW	—	—	—	—	<p>記載の適正化</p>
着目方位				発生源	有毒ガス防護判断基準値比	有毒ガス防護判断基準値比の和																																																																																																																																																																										
	同一方位	隣接方位を考慮																																																																																																																																																																														
N	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
NNE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
NE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
ENE	敷地外固定源（塩素）	0.01	0.01	0.01																																																																																																																																																																												
E	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
ESE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SSE	敷地内固定源（4号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.33	0.33	0.33																																																																																																																																																																												
S	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SSW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
WSW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
W	敷地内固定源（3号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.38	0.38	0.38																																																																																																																																																																												
WNW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
NW	敷地外固定源（アンモニア）	0.44	0.44	0.44																																																																																																																																																																												
NNW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
着目方位	発生源	有毒ガス防護判断基準値比	有毒ガス防護判断基準値比の和																																																																																																																																																																													
			同一方位	隣接方位を考慮																																																																																																																																																																												
N	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
NNE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
NE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
ENE	敷地外固定源（塩素）	0.01	0.01	0.01																																																																																																																																																																												
E	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
ESE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SE	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SSE	敷地内固定源（4号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.33	0.33	0.33																																																																																																																																																																												
S	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SSW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
SW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
WSW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
W	敷地内固定源（3号機塩酸貯槽 ^{※1} ）	0.38	0.38	0.38																																																																																																																																																																												
WNW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
NW	敷地外固定源（アンモニア）	0.44	0.44	0.44																																																																																																																																																																												
NNW	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
- T3-添3-25 -	- T3-添3-25 -																																																																																																																																																																															

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】

変更前	変更後	備考																																																														
<p style="text-align: center;">第2.2-3表 受動的に機能を発揮する設備（敷地内固定源）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地内固定源</th> <th>受動的に機能を発揮する設備</th> <th>防液堤[□]開口部面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機塩酸貯槽</td> <td rowspan="3">防液堤[□](堰、覆い) (共通設備)</td> <td rowspan="3">38</td> </tr> <tr> <td>3号機アンモニア貯槽</td> </tr> <tr> <td>3号機ヒドラジン原液タンク</td> </tr> <tr> <td>4号機塩酸貯槽</td> <td rowspan="3">防液堤[□](堰、覆い) (共通設備)</td> <td rowspan="3">38</td> </tr> <tr> <td>4号機アンモニア貯槽</td> </tr> <tr> <td>4号機ヒドラジン原液タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2.2-4表 建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋内薬品タンク</th> <th>機能を発揮する設備 (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機塩酸計量槽</td> <td>3号機復水処理建屋</td> </tr> <tr> <td>4号機塩酸計量槽</td> <td>4号機復水処理建屋</td> </tr> <tr> <td>1号機ヒドラジン原液タンク</td> <td>1・2号機タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>2号機ヒドラジン原液タンク</td> <td>1・2号機タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>1・2号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>1・2号機固体廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>1・2号機固体廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>3・4号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>3・4号機廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>3・4号機廃棄物処理建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 建屋は常時は排気ファンにより換気されており、有毒化学物質漏えい時には建屋内拡散後、排気ファンにより希釈され、建屋外に放出される。</p>	敷地内固定源	受動的に機能を発揮する設備	防液堤 [□] 開口部面積 (m ²)	3号機塩酸貯槽	防液堤 [□] (堰、覆い) (共通設備)	38	3号機アンモニア貯槽	3号機ヒドラジン原液タンク	4号機塩酸貯槽	防液堤 [□] (堰、覆い) (共通設備)	38	4号機アンモニア貯槽	4号機ヒドラジン原液タンク	建屋内薬品タンク	機能を発揮する設備 (注1)	3号機塩酸計量槽	3号機復水処理建屋	4号機塩酸計量槽	4号機復水処理建屋	1号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋	2号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋	1・2号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋	1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋	3・4号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋	3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋	<p style="text-align: center;">第2.2-3表 受動的に機能を発揮する設備（敷地内固定源）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地内固定源</th> <th>受動的に機能を発揮する設備</th> <th>防液堤^等開口部面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機塩酸貯槽</td> <td rowspan="3">防液堤^等(堰、覆い) (共通設備)</td> <td rowspan="3">38</td> </tr> <tr> <td>3号機アンモニア貯槽</td> </tr> <tr> <td>3号機ヒドラジン原液タンク</td> </tr> <tr> <td>4号機塩酸貯槽</td> <td rowspan="3">防液堤^等(堰、覆い) (共通設備)</td> <td rowspan="3">38</td> </tr> <tr> <td>4号機アンモニア貯槽</td> </tr> <tr> <td>4号機ヒドラジン原液タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2.2-4表 建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋内薬品タンク</th> <th>機能を発揮する設備 (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号機塩酸計量槽</td> <td>3号機復水処理建屋</td> </tr> <tr> <td>4号機塩酸計量槽</td> <td>4号機復水処理建屋</td> </tr> <tr> <td>1号機ヒドラジン原液タンク</td> <td>1・2号機タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>2号機ヒドラジン原液タンク</td> <td>1・2号機タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>1・2号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>1・2号機固体廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>1・2号機固体廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>3・4号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>3・4号機廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)</td> <td>3・4号機廃棄物処理建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 建屋は常時は排気ファンにより換気されており、有毒化学物質漏えい時には建屋内拡散後、排気ファンにより希釈され、建屋外に放出される。</p>	敷地内固定源	受動的に機能を発揮する設備	防液堤 ^等 開口部面積 (m ²)	3号機塩酸貯槽	防液堤 ^等 (堰、覆い) (共通設備)	38	3号機アンモニア貯槽	3号機ヒドラジン原液タンク	4号機塩酸貯槽	防液堤 ^等 (堰、覆い) (共通設備)	38	4号機アンモニア貯槽	4号機ヒドラジン原液タンク	建屋内薬品タンク	機能を発揮する設備 (注1)	3号機塩酸計量槽	3号機復水処理建屋	4号機塩酸計量槽	4号機復水処理建屋	1号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋	2号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋	1・2号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋	1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋	3・4号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋	3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋	<p>記載の適正化</p>
敷地内固定源	受動的に機能を発揮する設備	防液堤 [□] 開口部面積 (m ²)																																																														
3号機塩酸貯槽	防液堤 [□] (堰、覆い) (共通設備)	38																																																														
3号機アンモニア貯槽																																																																
3号機ヒドラジン原液タンク																																																																
4号機塩酸貯槽	防液堤 [□] (堰、覆い) (共通設備)	38																																																														
4号機アンモニア貯槽																																																																
4号機ヒドラジン原液タンク																																																																
建屋内薬品タンク	機能を発揮する設備 (注1)																																																															
3号機塩酸計量槽	3号機復水処理建屋																																																															
4号機塩酸計量槽	4号機復水処理建屋																																																															
1号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋																																																															
2号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋																																																															
1・2号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋																																																															
1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋																																																															
3・4号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋																																																															
3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋																																																															
敷地内固定源	受動的に機能を発揮する設備	防液堤 ^等 開口部面積 (m ²)																																																														
3号機塩酸貯槽	防液堤 ^等 (堰、覆い) (共通設備)	38																																																														
3号機アンモニア貯槽																																																																
3号機ヒドラジン原液タンク																																																																
4号機塩酸貯槽	防液堤 ^等 (堰、覆い) (共通設備)	38																																																														
4号機アンモニア貯槽																																																																
4号機ヒドラジン原液タンク																																																																
建屋内薬品タンク	機能を発揮する設備 (注1)																																																															
3号機塩酸計量槽	3号機復水処理建屋																																																															
4号機塩酸計量槽	4号機復水処理建屋																																																															
1号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋																																																															
2号機ヒドラジン原液タンク	1・2号機タービン建屋																																																															
1・2号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋																																																															
1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	1・2号機固体廃棄物処理建屋																																																															
3・4号機アス固化洗浄剤タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋																																																															
3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク (テトラクロロエチレン)	3・4号機廃棄物処理建屋																																																															
- T3-別添-5 -	- T3-別添-5 -																																																															

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="335 491 1083 1377" data-label="Diagram"> <p>— : 堀、■ : 覆い (3号機塩酸貯槽、アンモニア貯槽、ヒドラジン原液タンク)</p> </div> <p data-bbox="439 1402 1023 1432">第2.2-2図 受動的に機能を発揮する設備(敷地内固定源) (1/2)</p> <p data-bbox="647 1768 786 1797">- T3-別添-14 -</p>	<div data-bbox="1448 491 2196 1411" data-label="Diagram"> <p>— : 堀 □ : 開口部 〇 : タンク・基礎 〰 : 覆い (3号機塩酸貯槽、アンモニア貯槽、ヒドラジン原液タンク)</p> </div> <p data-bbox="1537 1440 2122 1470">第2.2-2図 受動的に機能を発揮する設備(敷地内固定源) (1/2)</p> <p data-bbox="1745 1768 1884 1797">- T3-別添-14 -</p>	<p data-bbox="2368 907 2537 936">記載の適正化</p>

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="362 472 1110 1394" data-label="Diagram"> <p>○：堰、■：覆い (4号機塩酸貯槽、アンモニア貯槽、ヒドラジン原液タンク)</p> <p>第2.2-2図 受動的に機能を発揮する設備（敷地内固定源）（2/2）</p> </div> <div data-bbox="638 1753 786 1780" data-label="Page-Footer"> <p>- T3-別添-15 -</p> </div>	<div data-bbox="1451 472 2199 1432" data-label="Diagram"> <p>—：堰 □：開口部 田：タンク・基礎 〰：覆い (4号機塩酸貯槽、アンモニア貯槽、ヒドラジン原液タンク)</p> <p>第2.2-2図 受動的に機能を発揮する設備（敷地内固定源）（2/2）</p> </div> <div data-bbox="1736 1753 1884 1780" data-label="Page-Footer"> <p>- T3-別添-15 -</p> </div>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所第3号機 工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 緊急時対策所の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
資料5 緊急時対策所の機能に関する説明書	—	記載の適正化 (本資料の削除)